

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人杉並区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員報酬は月額とし、別表1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、理事会の承認を得て決定する。

3 非常勤役員報酬は月額とし、別表2に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で支給する。

- (1) 会長、副会長及び各々の理事の報酬等の額は、その職務等を勘案して、理事会の承認を得て決定する。
- (2) 監事の報酬等の額は、監事の協議により決定する。

4 役員には、退職手当を支給しない。

(個人番号の提供)

第3条の2 役員は、報酬に係る事務のためセンターから個人番号の提供を求められた場合には、これに協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等の支払方法は、職員給与規程等の規定を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任時又は退任時の報酬)

第6条 月の初日以外の日において、新たに就任したとき又は月の末日以外の日において、退任したときの常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、職員給与規程等の規定を準用して計算するものとする。

2 常勤役員が死亡したとき、常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額とする。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

2 通勤費の支払方法は、職員給与規程等の規定を準用するものとする。

(費用)

第8条 センターは、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用の額については、旅費規程に定める金額とし、同規定に定めがない費用については実費とする。

(公表)

第9条 このセンターは、この規程をもって、公益認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表1

役 職	報酬月額（1人あたり）	賞与総額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事（常勤）	500,000円	1,400,000円	7,000,000円

別表2

役 職	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
会長・副会長（非常勤）	50,000円	600,000円
理事（非常勤）	30,000円	360,000円
監事（非常勤）	40,000円	480,000円